

福岡市公報

令和5年11月16日 第7006号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定 (第241号).....	1
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定 (第242号).....	2
○指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (第243号).....	2
○指定管理者の主たる事務所の所在地の変更 (第244号).....	2
○指定管理者の代表者の変更 (第245号).....	3
公 告	
○一般競争入札の実施 (第295号).....	3
○一般競争入札の実施 (第296号).....	5
○国土調査による地図及び簿冊の作成 (第297号).....	5
○保存建築物の登録 (第298号).....	6
東 区	
○住民票の消除 (告示第11号).....	7

告 示

福岡市告示第241号

土壌汚染対策法第6条第1項の規定に基づき、要措置区域（特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域をいう。以下同じ。）を指定するので、同条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 指定する区域
福岡市博多区堅粕三丁目6番の一部
- 土壌汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物
- 当該要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

福岡市告示第242号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、形質変更時要届出区域（特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域をいう。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 指定する区域
福岡市博多区堅粕三丁目6番の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

福岡市告示第243号

公の施設の指定管理者から平成31年福岡市告示第12号、令和元年福岡市告示第148号及び令和4年福岡市告示第256号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市民会館条例第17条後段の規定により次のように告示する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の 名称	指定管理者 の名称	指定管理者の主たる事務所の所在地	変 更 年月日
変更前	福岡市民会 館	株式会社 福岡市民 ホールサー ビス	福岡市中央区天神五丁目1番23号	令和5年 4月1日
変更後			福岡市博多区須崎町5番17号LAMP 須崎5階	

福岡市告示第244号

公の施設の指定管理者から平成31年福岡市告示第13号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市音楽・演劇練習場条例第15条後段の規定により次のように告示する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の 名称	指定管理者 の名称	指定管理者（共同事業体の構成団体の代 表者）の主たる事務所の所在地	変 更 年月日
変更前	福岡市祇園 音楽・演劇 練習場	福岡舞台芸 術施設運営 共同事業体	福岡市中央区大名一丁目14番28号	令和3年 5月30日
変更後			福岡市中央区天神四丁目1番18号	

福岡市告示第245号

公の施設の指定管理者から平成31年福岡市告示第13号、令和元年福岡市告示第149号及び令和3年福岡市告示第1号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市音楽・演劇練習場条例第15条後段の規定により次のように告示する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者 の名称	指定管理者の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市千代音 楽・演劇練習場	西部ガス都 市開発株式 会社	代表取締役社長 佐藤 操	令和5年 4月1日
変更後			代表取締役社長 松田 和久	

公 告

福岡市公告第295号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
一般土木A	今宿（今宿青木）地区下水道築造工事	
	福岡（薬院二丁目外）地区下水道築造工事	

一般土木B	福岡（薬院四丁目）地区下水道築造工事	総合評価落札方式
	一般県道桧原比恵線（平尾工区）電線共同溝建設工事（その16）	
	月隈（西月隈一丁目外）地区下水道築造工事	
	西戸崎水処理センター管理棟（土木構造物）耐震補強工事	
一般土木C	那珂（麦野二丁目外）地区下水道築造工事	
	県道入部中原停車場線（1）道路災害復旧工事	
	道手池改修（その2）工事	
	和白水処理センターB系最終沈殿池耐震補強工事	
	1級市道千代今宿線護岸補修工事	
	市道曲渕2646号線外1道路災害復旧工事	
	堅粕第3ポンプ場（土木構造物）耐震補強工事	
電気A	和白水処理センターB系水処理電気設備更新工事	総合評価落札方式
	東部汚水処理場非常用発電機更新工事	
	西部水処理センター2系水処理電気設備更新工事	
	令和5年度市営下山門住宅（その2地区）電気工事	
管A	令和5年度市営下山門住宅（その2地区）管工事	
管B	アイランドシティ地区新設校区公民館・老人いこいの家複合施設新築空調設備工事	
	金山公民館空調設備更新その他工事	
	大楠公民館空調設備更新工事	
	アイランドシティ地区新設校区公民館・老人いこいの家複合施設新築衛生設備工事	
	舞松原公民館空調設備更新その他工事	
	有田公民館空調設備更新その他工事	
	博多区役所駐車場新築その他衛生設備工事	
機械	西部水処理センター水処理1-1系脱臭設備更新工事	総合評価落札方式
	西部水処理センター汚泥処理系脱臭設備更新工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年11月24日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第296号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 電子入札に付する事項

業 種	件 名	備 考
電気A	城南区役所ZEB化改修電気工事	総合評価落札方式
管A	城南区役所ZEB化改修空調その他設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年11月28日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第297号

福岡市西区愛宕四丁目の一部の地域内の土地について、国土調査法による地籍調査の結果に基づき、地図及び簿冊を作成したので、同法第17条第1項の規定により公告する。

なお、当該地図及び簿冊は、次のとおり一般の閲覧に供する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 地図及び簿冊の名称

福岡市西区愛宕四丁目の一部の地籍図原図及び地籍簿案

2 閲覧場所、閲覧期間及び閲覧時間

閲 覧 場 所	閲覧期間	閲覧時間
福岡市西区愛宕四丁目11番11号 福岡市愛宕公民館	令和5年11月17日から同 月26日まで	午前10時から 午後5時まで
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所（住宅都市局都市計画部都市 計画課）	令和5年11月27日から同 年12月6日まで （日曜日及び土曜日を除 く。）	

3 備考

- (1) 地図は令和5年3月の測量によって、簿冊は令和5年7月14日現在の状況によって作成したものである。
- (2) 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記の閲覧期間内に、市長に対し、訂正の申出をすることができる。
- (3) 訂正の申出は、閲覧場所に備付けの誤り等申出書により行わなければならない。

福岡市公告第298号

福岡市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例第4条第1項の規定に基づき、対象建築物を保存建築物登録簿に登録したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

なお、当該登録に係る図書は、福岡市役所（住宅都市局建築指導部建築指導課）において一般の縦覧に供する。

令和5年11月16日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

1 対象建築物の名称

ジョーキュウ醤油

2 対象建築物の位置

福岡市中央区大名一丁目330番1から330番4まで及び349番1

3 登録番号

第1号

4 登録年月日

令和5年10月25日

東 区

福岡市東区告示第11号

住民基本台帳法施行令第12条第1項の規定に基づき、住民票を職権で消除したので、その旨を当該住民票を消除された者に通知する必要があるが、その住所及び居所が明らかでないので、同条第4項の規定により次のように公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から1月間福岡市東区役所市民部市民課において縦覧に供する。

令和5年11月16日

福岡市東区長 谷 口 恭 二

住 所	氏 名	消除年月日
福岡市東区八田四丁目8番13-505号 福岡市営八田第2住宅13号棟	高原 彩音	令和5年10月26日
福岡市東区箱崎三丁目8番22-515号 モア・フィールド箱崎Ⅱ	辻原 幸一	
福岡市東区箱崎三丁目9番52号	成田 覚	

